

第19回 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

日 時：令和4年4月21日（木）

午後7時から午後8時30分まで

場 所：県庁防災庁舎4階44・45号室

会 次 第

1 開 会

2 知事あいさつ

3 議事

- (1) 感染の状況について
- (2) 県の対応方針の見直しについて
- (3) 今後の対応について
- (4) その他

4 閉 会

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会 出席者名簿

開催日：令和4年4月21日（木）

（委員）

種別	氏名	所属等
宮崎県感染症対策審議会委員	高橋 透	宮崎県市長会（日南市長）
	小嶋 崇嗣	宮崎県町村会（新富町長）
	山中 篤志	県立宮崎病院部長
	岡山 昭彦	宮崎県健康づくり協会健康推進部長
	吉田 建世	宮崎県医師会常任理事
	江川 千鶴子	宮崎県看護協会常務理事
	本田 憲一	宮崎県薬剤師会副会長
宮崎県医師会	濱田 政雄	宮崎県医師会副会長
	峰松 俊夫	宮崎県医師会理事
感染症指定医療機関代表	眞柴 晃一	県立宮崎病院副院長
宮崎大学医学部附属病院	帖佐 悦男	宮崎大学医学部附属病院長
宮崎県消防長会	有水 勇一郎	宮崎県消防長会長

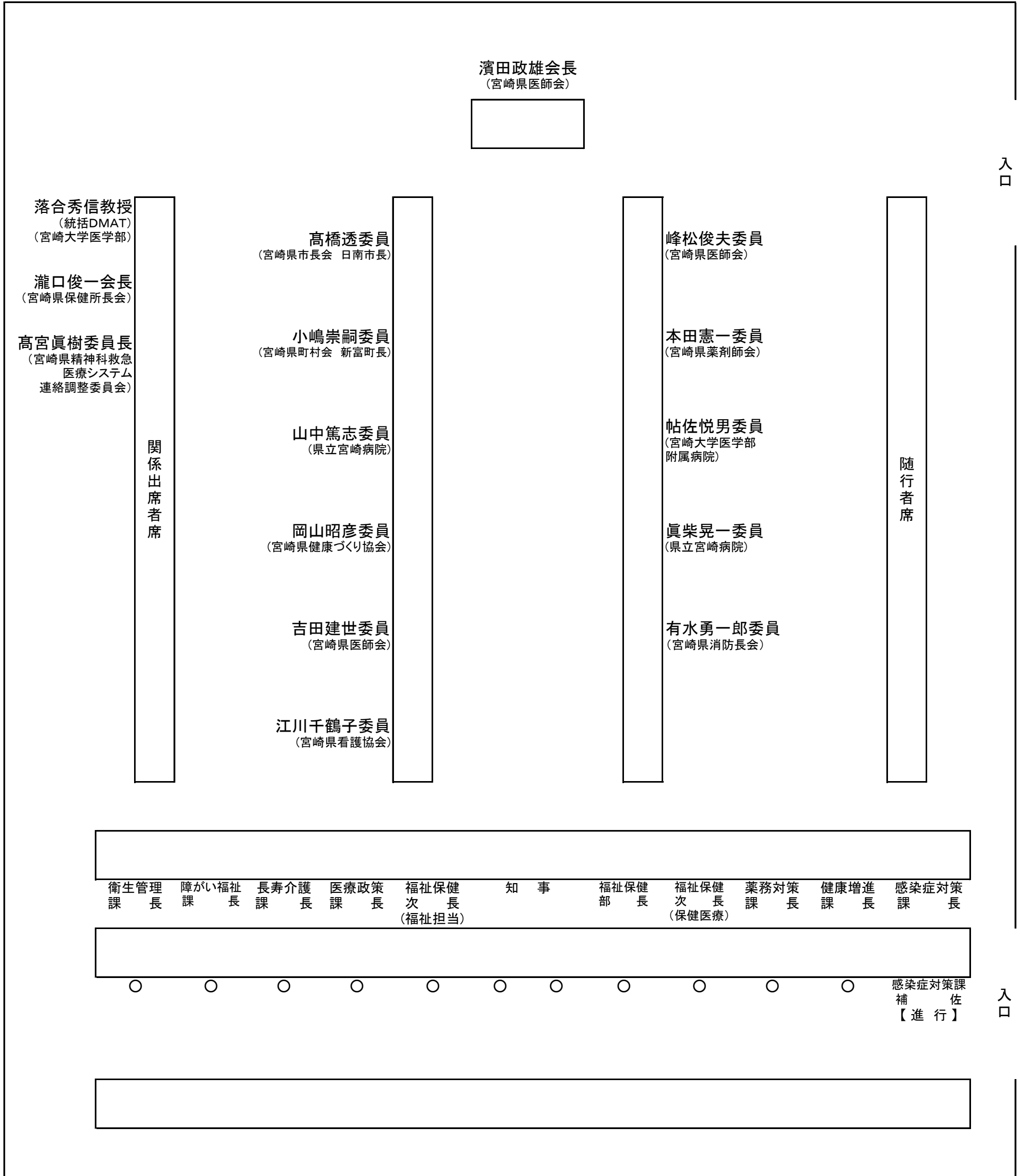
（関係出席者）

種別	氏名	所属等
宮崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部本部員	落合 秀信	統括DMAT 宮崎大学医学部教授
	瀧口 俊一	宮崎県保健所長会長
宮崎県精神科救急医療システム連絡調整委員長	高宮 眞樹	医療法人真愛会高宮病院 理事長

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

配席図

開催日: 令和4年4月21日(木)
場 所: 県庁防災庁舎4階44・45号室

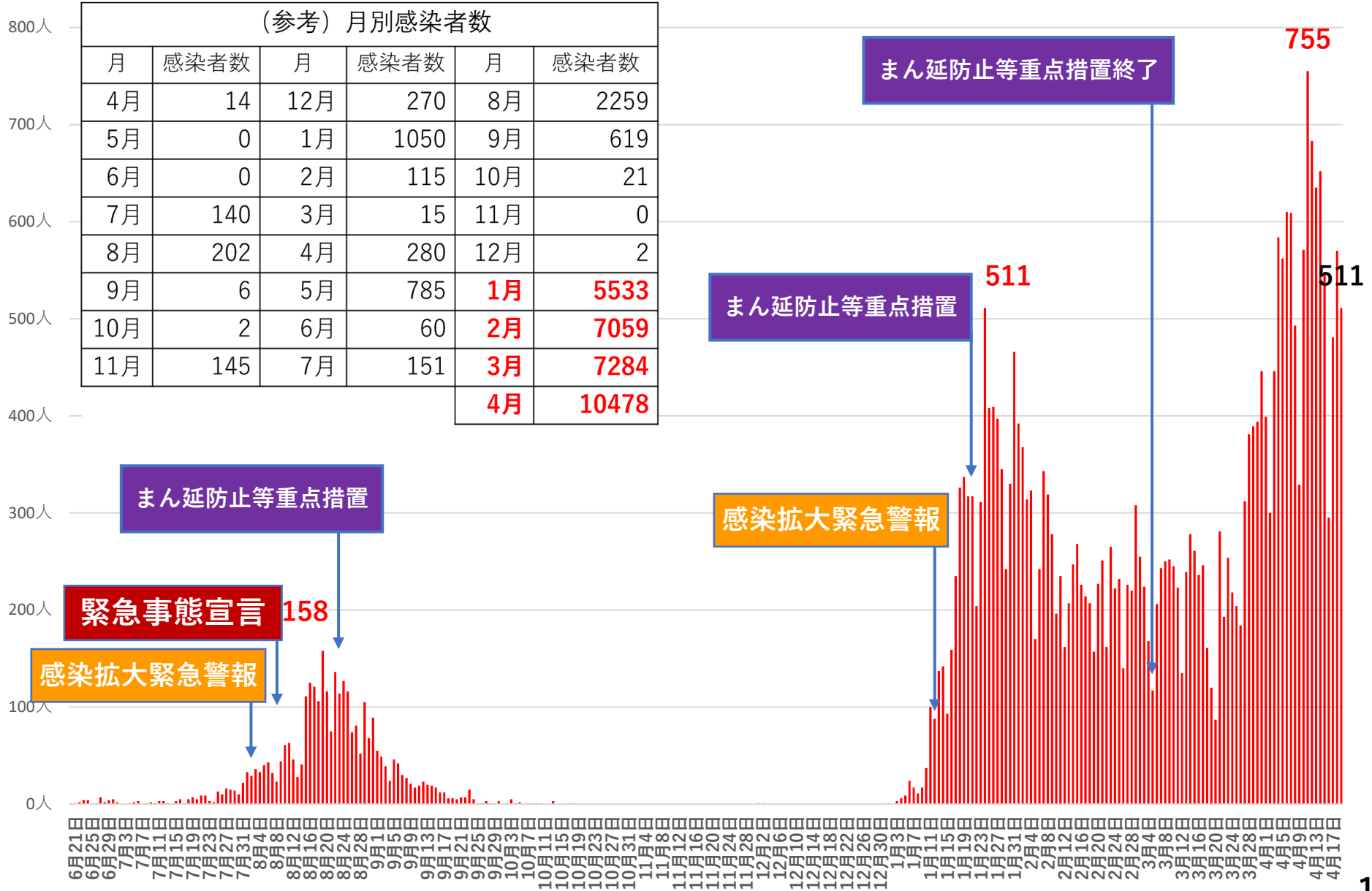


本県の1日当たりの新規感染者数

資料 1

(参考) 月別感染者数

月	感染者数	月	感染者数	月	感染者数
4月	14	12月	270	8月	2259
5月	0	1月	1050	9月	619
6月	0	2月	115	10月	21
7月	140	3月	15	11月	0
8月	202	4月	280	12月	2
9月	6	5月	785	1月	5533
10月	2	6月	60	2月	7059
11月	145	7月	151	3月	7284
				4月	10478



1日当たりの新規感染者数（前週との比較）

3～4月

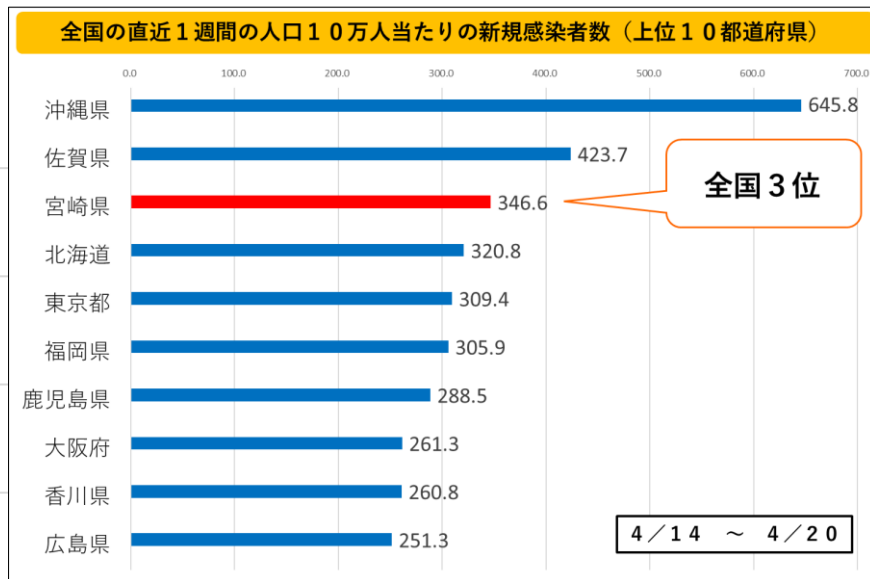
※前週との比較

2022（令和4年）

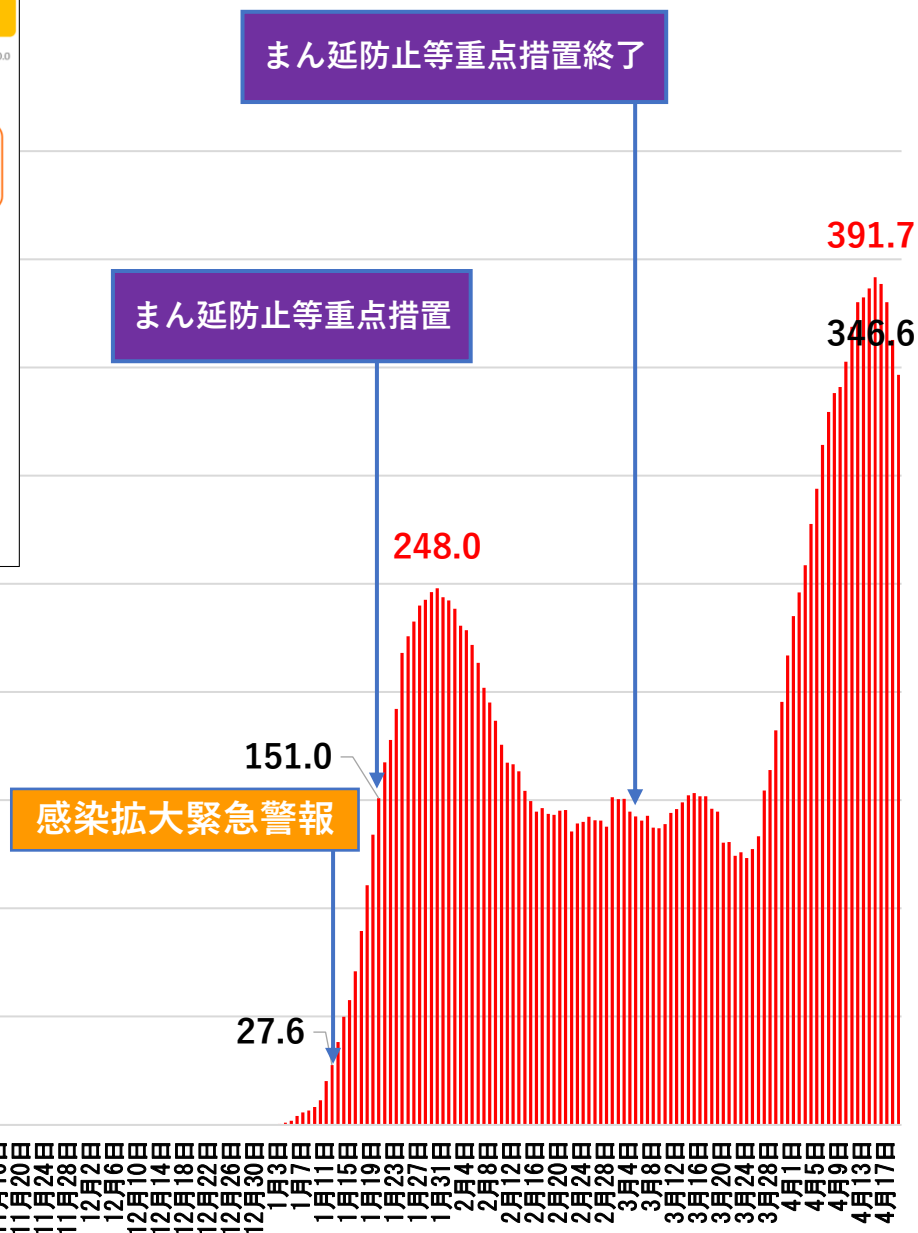
日	月	火	水	木	金	土	1週間合計
6 117人 -23 (0.8倍)	7 206人 -20 (0.9倍)	8 243人 +23 (1.1倍)	9 250人 -58 (0.8倍)	10 252人 -3 (1.0倍)	11 245人 +21 (1.1倍)	12 223人 +55 (1.3倍)	1,536人 -5 (1.0倍)
13 135人 +18 (1.2倍)	14 239人 +33 (1.2倍)	15 278人 +35 (1.1倍)	16 261人 +11 (1.0倍)	17 236人 -16 (0.9倍)	18 246人 +1 (1.0倍)	19 161人 -62 (0.7倍)	1,556人 +20 (1.0倍)
20 120人 -15 (0.9倍)	21 87人 -152 (0.4倍)	22 281人 +3 (1.0倍)	23 193人 -68 (0.7倍)	24 254人 +18 (1.1倍)	25 218人 -28 (0.9倍)	26 204人 +43 (1.3倍)	1,357人 -199 (0.9倍)
27 184人 +64 (1.5倍)	28 312人 +225 (3.6倍)	29 381人 +100 (1.4倍)	30 389人 +196 (2.0倍)	31 394人 +140 (1.6倍)	1 446人 +228 (2.0倍)	2 399人 +195 (2.0倍)	2,505人 +1,148 (1.8倍)
3 300人 +116 (1.6倍)	4 446人 +134 (1.4倍)	5 584人 +203 (1.5倍)	6 562人 +173 (1.4倍)	7 610人 +216 (1.5倍)	8 609人 +163 (1.4倍)	9 492人 +93 (1.2倍)	3,603人 +1,098 (1.4倍)
10 329人 +29 (1.1倍)	11 571人 +125 (1.3倍)	12 755人 +171 (1.3倍)	13 683人 +121 (1.2倍)	14 635人 +25 (1.0倍)	15 652人 +43 (1.1倍)	16 548人 +56 (1.1倍)	4,173人
17 295人 -34 (0.9倍)	18 481人 -90 (0.8倍)	19 570人 -185 (0.8倍)	20 511人 -172 (0.7倍)	21	22	23	1,857人

※下線部は判明時において当該曜日の過去最多を更新した感染者数

直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数



450人
400人
350人
300人
250人
200人
150人
100人
50人
0人

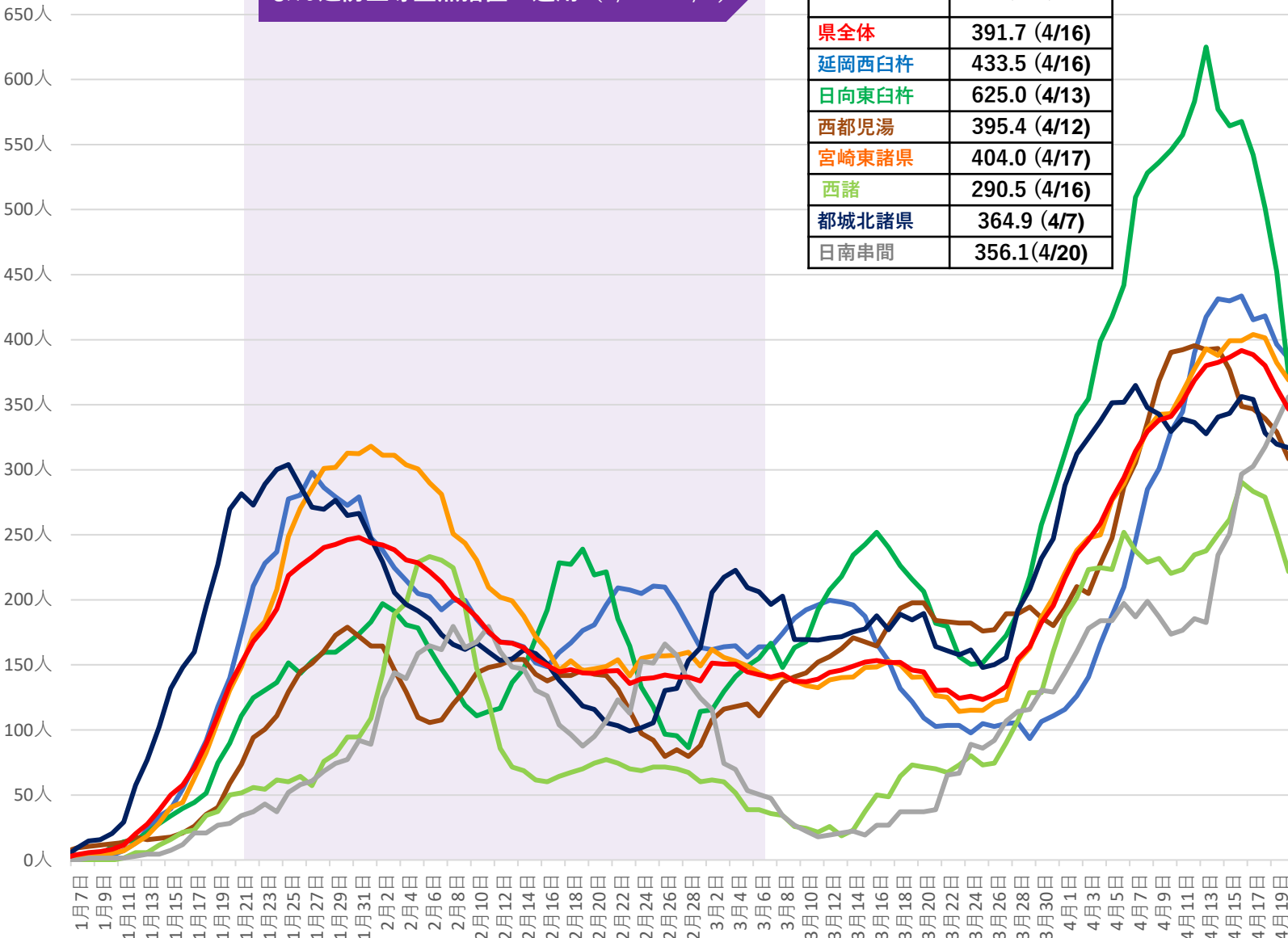


各圏域別の感染状況

(直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数)

まん延防止等重点措置の適用 (1/21~3/6)

	ピーク時 (時点)
県全体	391.7 (4/16)
延岡西白杵	433.5 (4/16)
日向東白杵	625.0 (4/13)
西都児湯	395.4 (4/12)
宮崎東諸県	404.0 (4/17)
西諸	290.5 (4/16)
都城北諸県	364.9 (4/7)
日南串間	356.1 (4/20)



385.5 (延岡・西白杵)

373.1 (日向・東白杵)

369.0 (宮崎・東諸県)

356.1 (日南・串間)

346.6 (県全体)

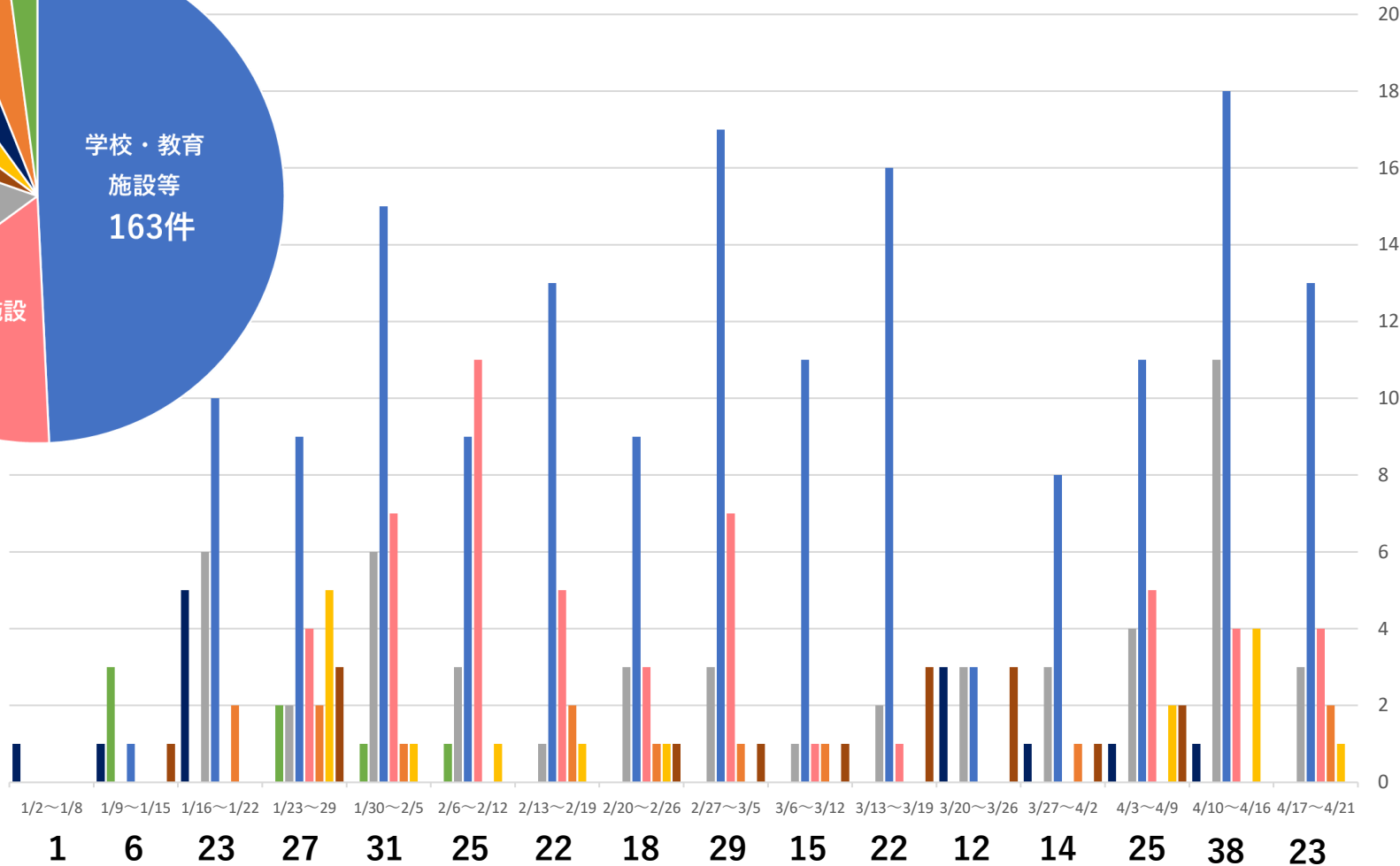
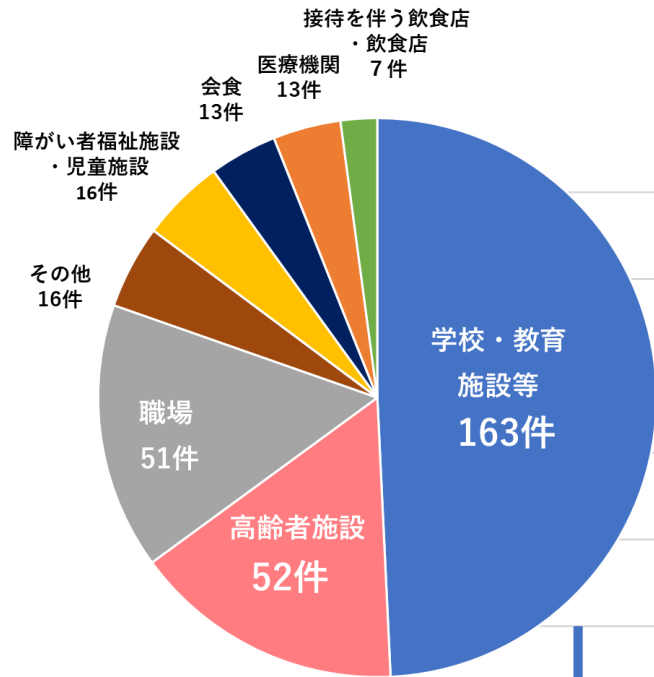
317.0 (都城・北諸県)

308.4 (西都・児湯)

221.8 (小林・えびの
・西諸県)

第6波におけるクラスター発生状況

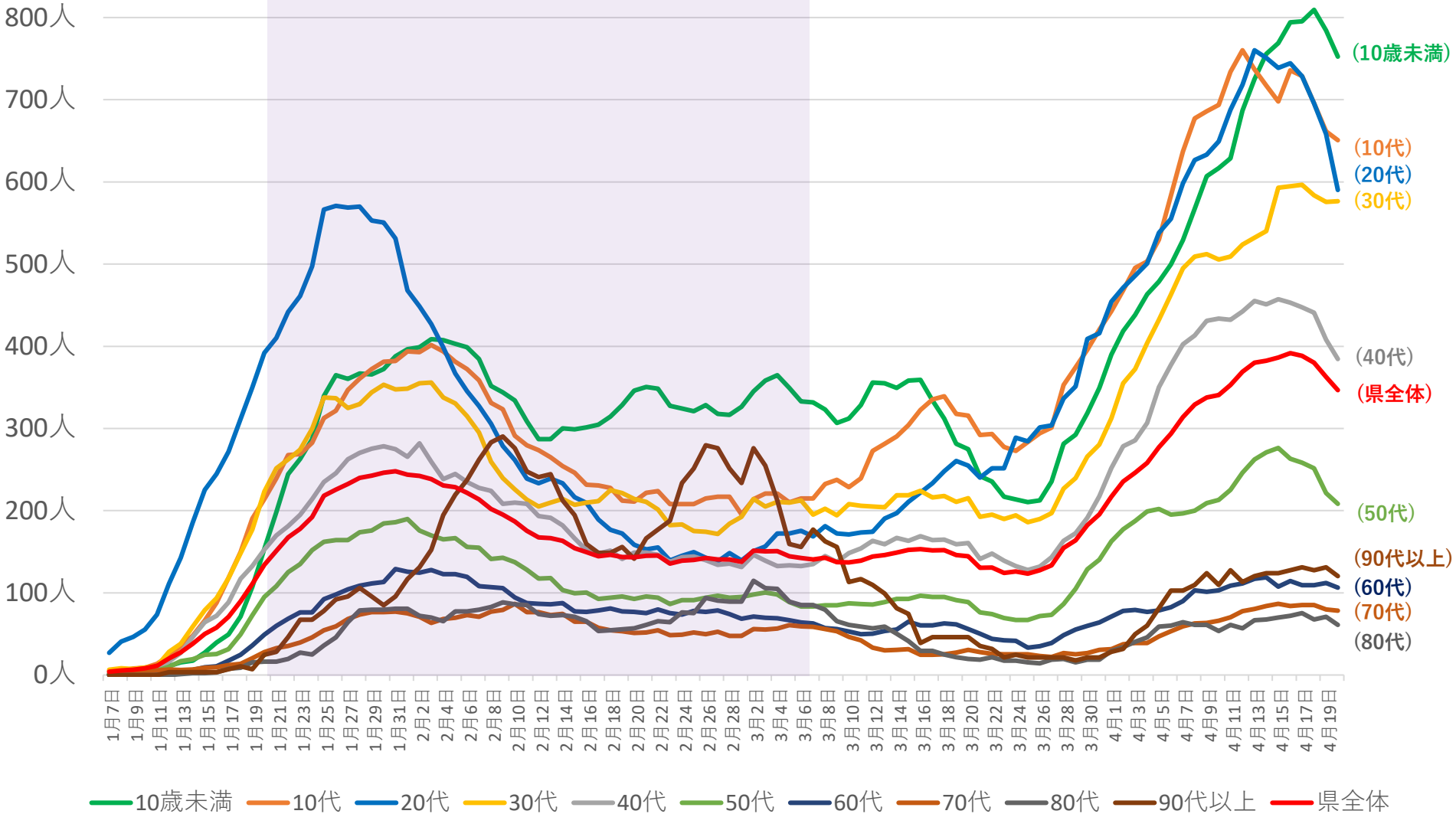
1/1 ~ 4/21
331件



■ 会食 ■ 接待を伴う飲食店・飲食店 ■ 職場 ■ 学校・教育施設等 ■ 高齢者施設 ■ 医療機関 ■ 障がい者福祉施設・児童福祉施設 ■ その他

各年代別の感染状況 (直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数)

まん延防止等重点措置の適用 (1/21~3/6)



県内におけるオミクロン株「BA.2」系統の状況

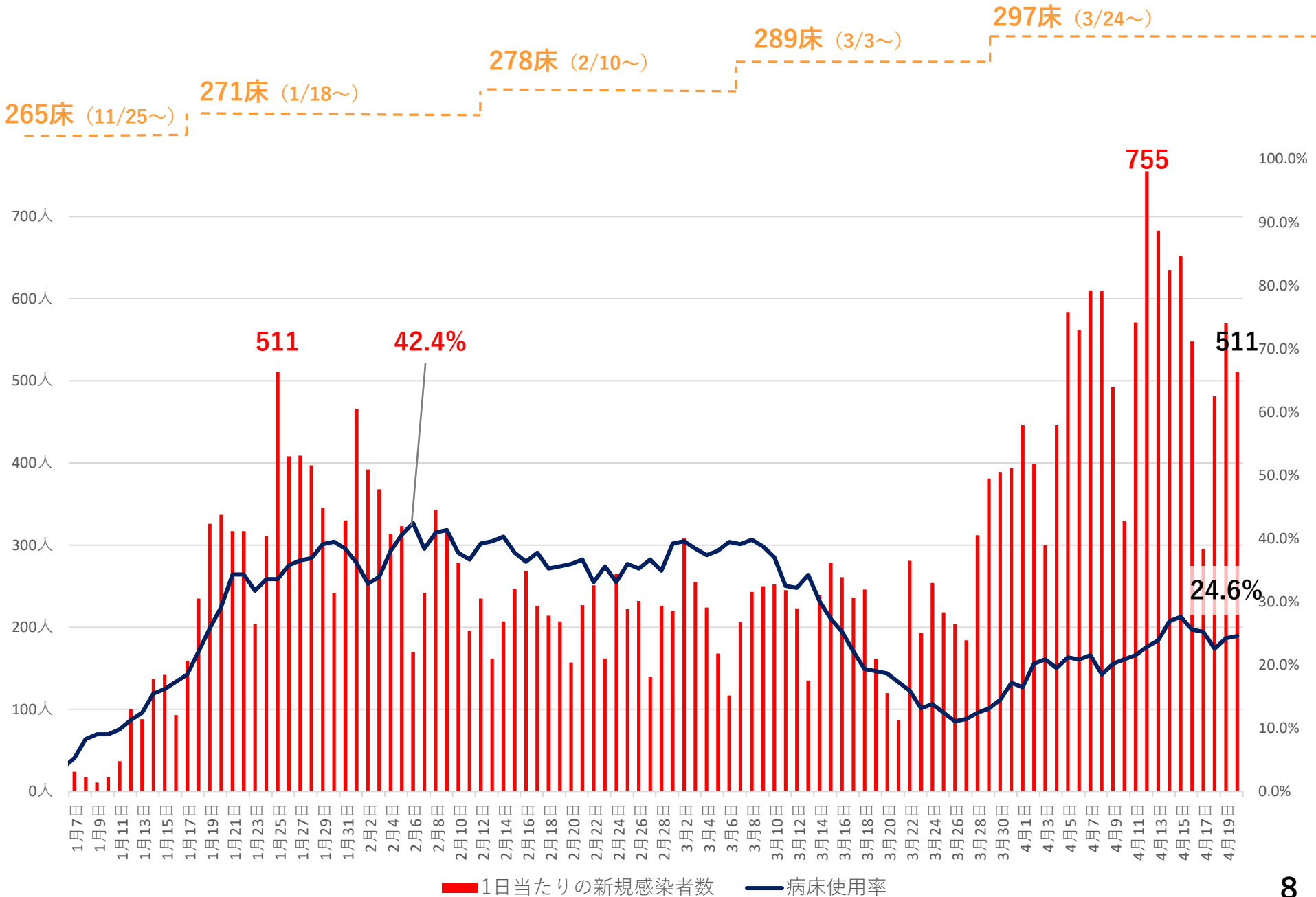
解析日	解析検体数	BA.1系統	BA.2系統	割合	備考
3月23日	45	32	13	28.9%	3月8日～3月14日陽性判明分
3月30日	47	38	9	19.1%	1月22日～3月19日陽性判明分
4月4日	53	44	9	17.0%	3月13日～3月27日陽性判明分
4月12日	56	32	24	<u>42.9%</u>	3月19日～4月2日陽性判明分
4月21日	46	22	24	<u>52.2%</u>	3月31日～4月8日陽性判明分

※これまでに全圏域でBA.2を確認（3月7日以前は未確認）

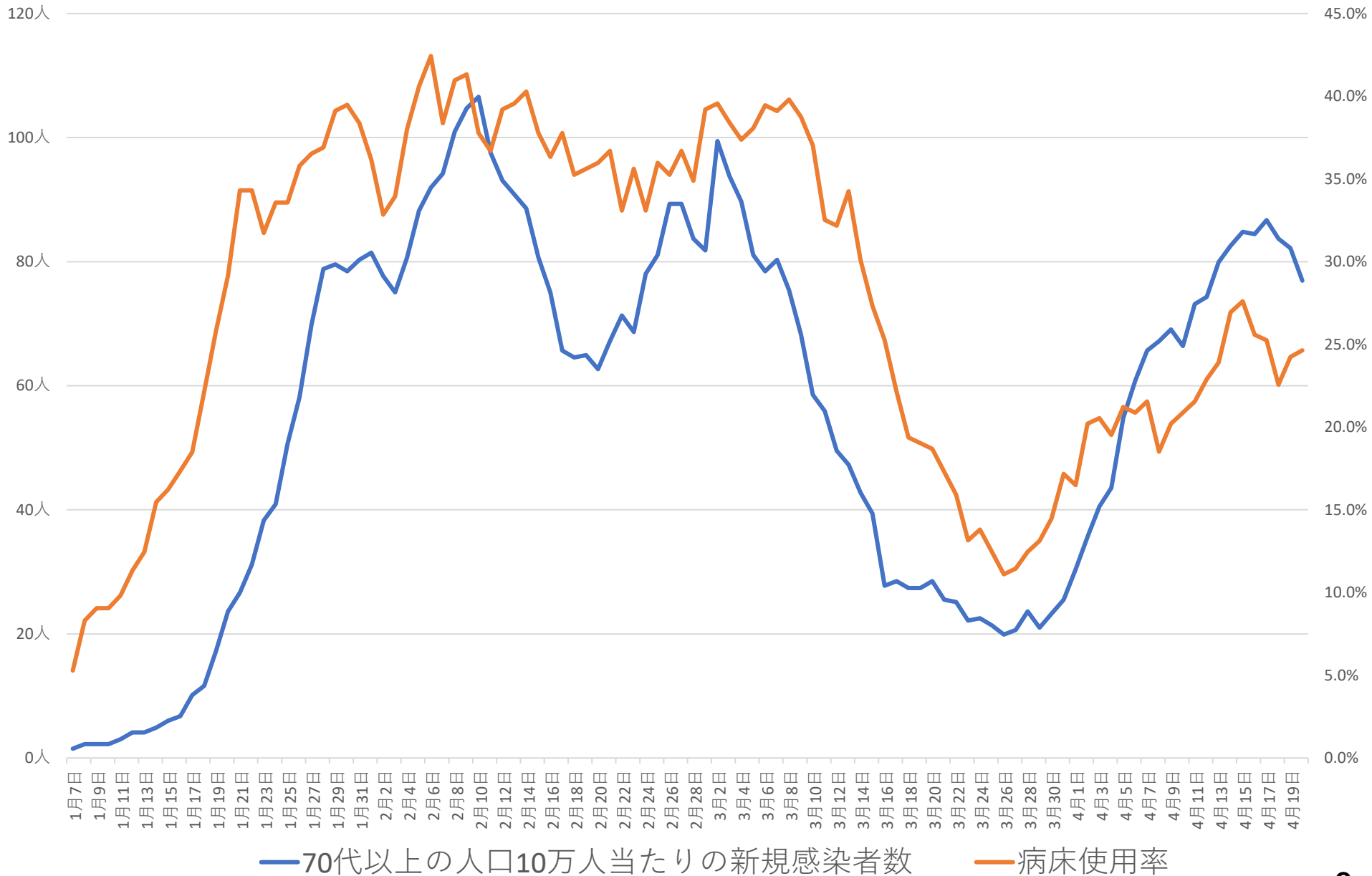
5割超え！

4月に入り、県内も感染力のより強いと言われるBA.2系統への置き換わりが進んでいる！

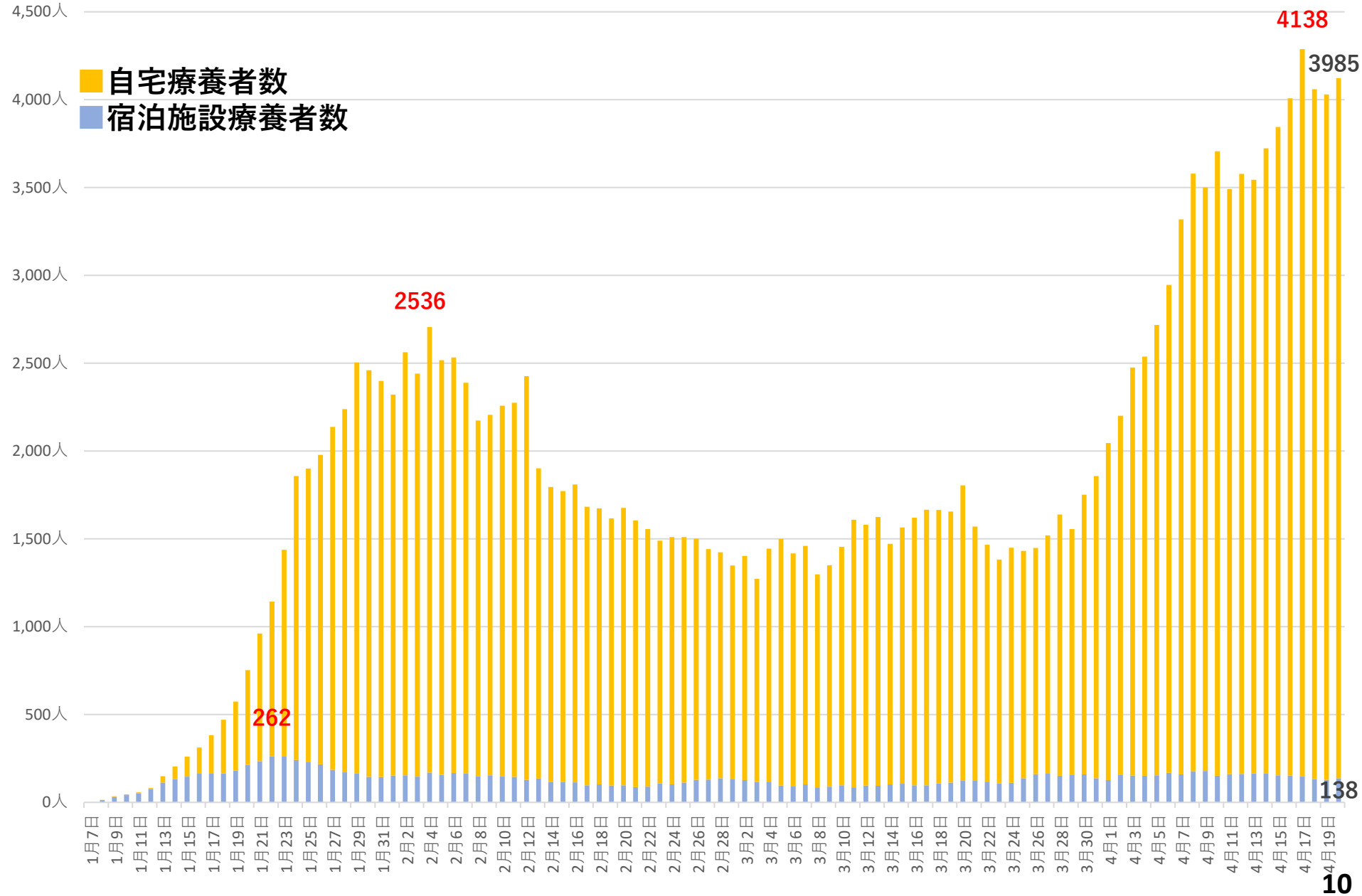
新規感染者数と病床使用率の推移



70代以上の感染状況と病床使用率の推移



自宅療養者数等の推移



関係指標の状況

指 標		現状値	備 考
医療提供体制等の負荷	①病床の ひっ迫具合 (現時点での確保病床数の占有率等)	病床全体	24.6% ・ 4月20日時点 ・ 現時点での確保病床数 297床
		うち重症者用病床	0.0% ・ 4月20日時点 ・ 現時点での確保病床数 15床
		入院者数	73人 ・ 4月20日時点
	②療養者数 (人口10万人当たりの療養者数)	465.2人 ・ 4月20日時点 ・ 療養者数：入院者、宿泊・施設療養者、 自宅療養者、入院・療養調整中の方を合わせた数	
感染の状況	③PCR等陽性率	34.5% ・ 4月7日から4月13日まで ・ 医療機関での検査分を含む ・ 陽性者数／PCR等検査件数	
	④新規報告数 (直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)	346.6人 ・ 4月14日から4月20日まで	
	⑤感染経路不明割合	55.8% ・ 4月9日から4月15日まで	

入院等の状況

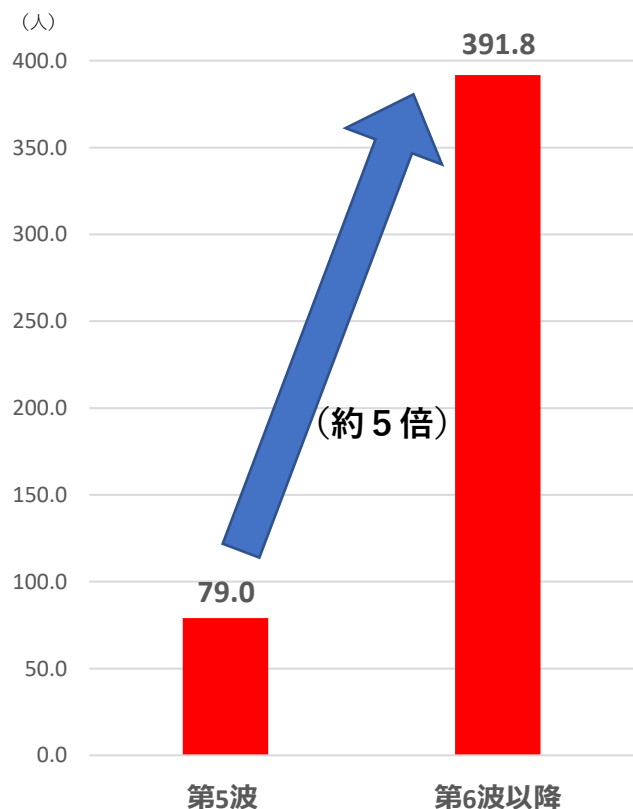
1～36530例目の状況：4月20日時点

		指定	協力	計	備考
入院中（病床数297）				73	うち重症者0名（病床使用率24.6%）
圏域毎の内訳	宮崎東諸県（指7、協87）	7	18	25	
	日南串間（指4、協13）	1	0	1	
	都城北諸県（指4、協52）	4	12	16	
	西諸（指4、協19）	1	0	1	
	西都児湯（指4、協11）	3	2	5	
	日向入郷（指4、協25）	3	3	6	
	延岡西臼杵（指4、協59）	4	15	19	
宿泊・施設等療養中				4162	うち自宅療養3985名
入院・療養調整中				721	
退院済/療養終了				31543	うち死亡124名
県外への移管				46	
合計				36545	県外発表分52名、再陽性者1名を含む（欠番37例を除く）

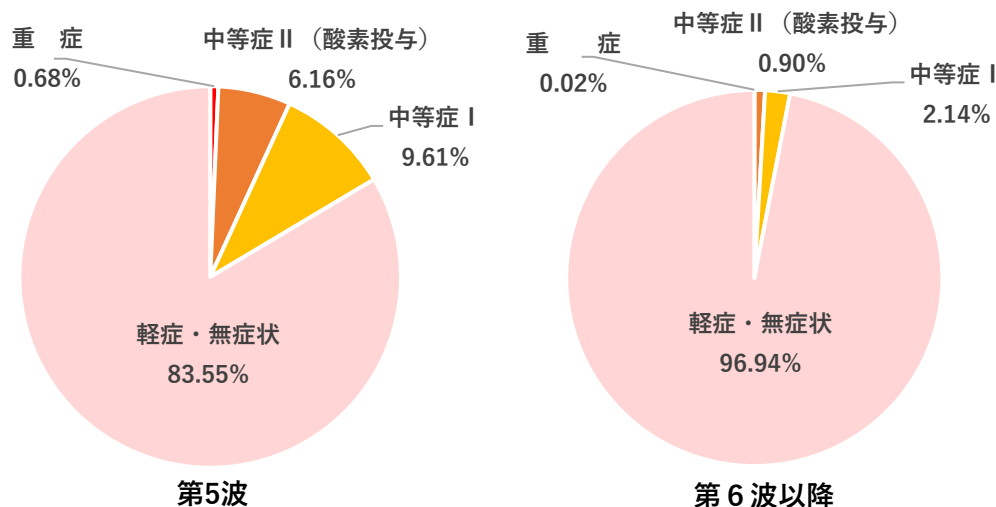
背景

- 感染力の極めて強いオミクロン株の影響により、年明け以降、県内もかつてない規模の感染拡大に直面し、その期間も長期化している。
- 一方で、比較的入院や重症化リスクが低いと言われるオミクロン株の特徴や、ワクチン接種の進展、経口治療薬の実用化等により、患者像は変化しており、医療のひっ迫は一定程度抑えられている状況。

■ 人口10万人あたりの新規感染者数（最大）



■ 感染者の症状別割合



	第5波 (R3.6.21~10.10)	第6波以降 (R4.1.2~4.17)
感染者数	3,070人	28,497人
入院者数	505人 (16.45%)	871人 (3.06%)
重症	21人 (0.68%)	5人 (0.02%)
中等症 II ※酸素投与	189人 (6.16%)	256人 (0.90%)
中等症 I	295人 (9.61%)	610人 (2.14%)
軽症・無症状	2,565人 (83.55%)	27,626人 (96.94%)

※ () は感染者数に占める割合

■ 宿泊療養者の入院率の状況

【施設 A】

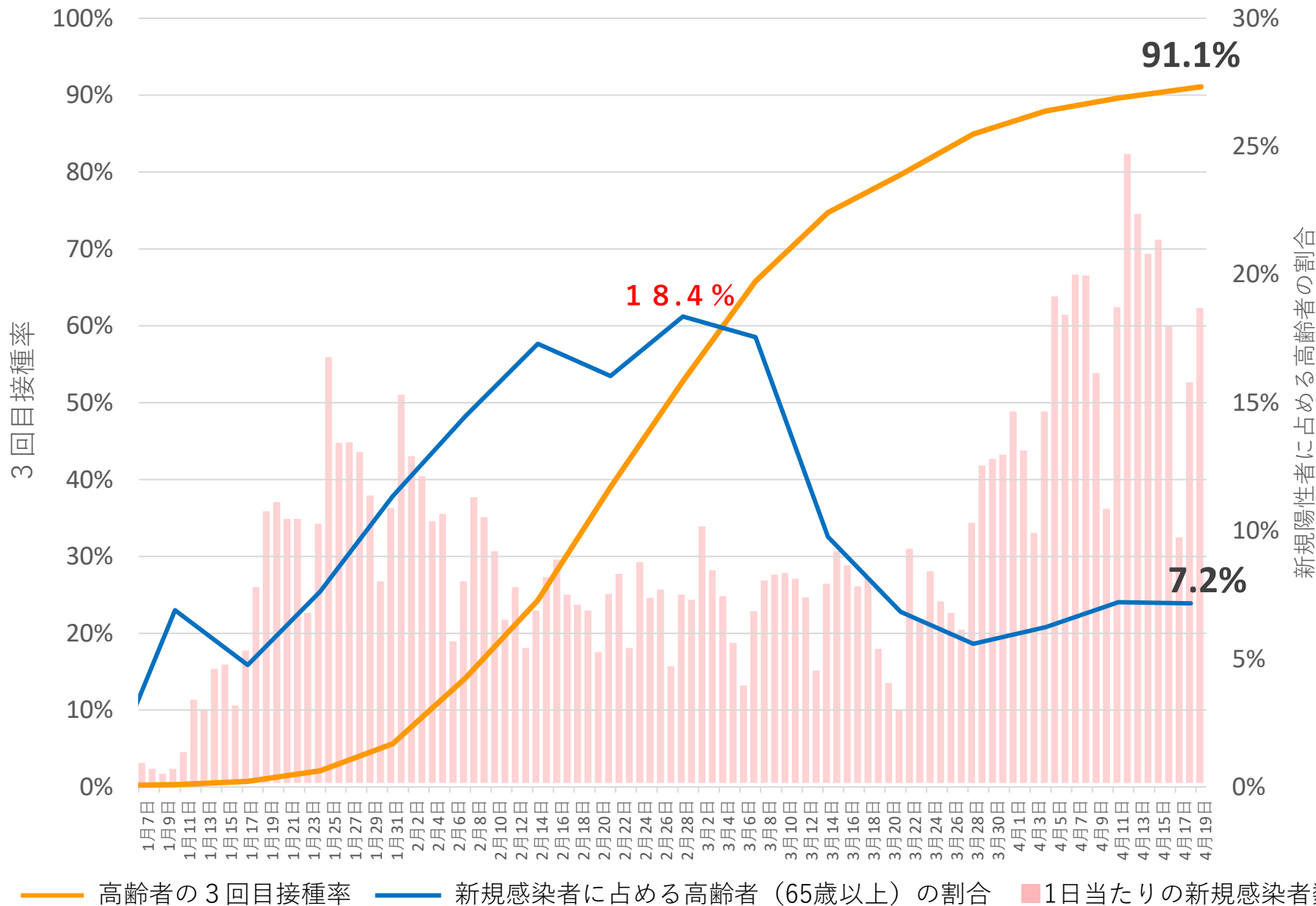
第 5 波（デルタ株）			第 6 波以降（オミクロン株）		
入所者数	入院者数	割合	入所者数	入院者数	割合
245人	81人	33.1%	279人	4人	1.4%

【施設 B】

第 5 波（デルタ株）			第 6 波以降（オミクロン株）		
入所者数	入院者数	割合	入所者数	入院者数	割合
303人	38人	12.5%	915人	9人	1.0%

※第 6 波以降は 4 月 1 8 日まで

■高齢者のワクチン3回目接種率と感染状況の推移



見直しに係る基本的考え方

- ① 引き続き、医療提供体制のさらなる強化や保健所機能の維持を図るとともに、ワクチンの3回目接種を一層進捗させることにより、医療のひっ迫が生じない水準で感染を受け止めつつ、日常生活と社会経済活動の維持を図っていく。
- ② このため、警報等の発令に当たっては、医療のひっ迫状況を重視することをより明確化し、具体的な行動要請の内容や対象範囲等については、感染状況等を見極めながら、その都度決定する。
- ③ なお、新たな変異株の発生等に伴う感染状況や、国の基本的対処方針の変更等に応じて、今後も必要に応じて適宜対応方針の見直しを行う。

警報等の区分について

【現行】

【変更案】

警報区分	発令目安	対応例
緊急事態宣言 (国レベル3相当)	・国レベル3と同等の医療ひっ迫に至るおそれがある場合※1（感染状況や関係指標を総合的に判断）	・県全域において、赤圏域の対応 ・国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討 ・その他の必要な対応
感染拡大緊急警報 (国レベル2相当)	・国レベル2と同等の医療ひっ迫に至るおそれがある場合※2（感染状況や関係指標を総合的に判断）	・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・県全域において、その他の必要な対応
特別警報	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上	・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定）
警報	・黄圏域が1つから3つまで	・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
持続的な警戒	・全ての圏域が緑	・県全域において緑圏域の対応

警報区分	発令目安
医療非常事態宣言 (国レベル3相当以上)	・病床利用率、重症病床利用率のいずれかが50%を超える又はそのおそれがある場合（感染状況や関係指標を総合的に判断）
医療緊急警報 (国レベル2相当)	・病床利用率、重症病床利用率のいずれかが25%を超える又はそのおそれがある場合（感染状況や関係指標を総合的に判断）
医療警報 (国レベル1相当)	・病床利用率、重症病床利用率のいずれかが15%を超える場合

※1 第5波の8月中旬の医療ひっ迫状況（当面、入院者数70人程度を想定）

※2 第5波の8月上旬の医療ひっ迫状況（当面、入院者数35人程度を想定）

※ 医療非常事態宣言の発令の目安に達した場合、国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討する。

国の分科会の指標

レベル0 (感染者ゼロレベル)	レベル1 (維持すべきレベル)	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	レベル4 (避けたいレベル)
新規陽性者数ゼロ	安定的に一般医療が確保され、コロナ対応も可能な状態	新規陽性者数は増加傾向にあるが、病床数の増加で医療が必要な人への対応ができていく	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナへの医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができない（病床利用率や重症病床利用率が50%を越えているなど）	一般医療を大きく制限しても、コロナの医療対応ができない 最大確保病床数を越えた数の入院が必要

感染状況の区分について

区分		現行	変更案
緑	感染未確認圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が0人
黄	感染確認圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者が一定に収まっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人未満
オレンジ	感染警戒圏域 ※現行は区域(市町村単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある(※直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数20人程度を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人以上200人未満
赤	感染急増圏域	<ul style="list-style-type: none"> ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある(※直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数40人程度を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が200人以上

※原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域(市町村と協議)で指定する。

※各区分の引き下げは、一定期間上記の目安を下回る状況が見込まれる場合に行う。

警報区分ごとの行動要請のイメージ（今後）

内容	警報なし	医療警報	医療緊急警報	医療非常事態宣言	まん延防止等重点措置
目安（病床使用率）	－	15%	25%	50%	50%
外出・移動	－	－	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○不要不急の外出・移動の自粛	○同左
会食	○会食時の「みやざきモデル」の推奨 ・大人数、長時間での会食は控えて ・ひなた飲食店認証店の利用	○同左 ○一卓4人以下、2時間以内（テーブル間の席の移動は控えて）	○同左 ○同左 ○高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等従事者は会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と	○同左 ○同左 ○同左	○同左 ○同左 ○同左
飲食店等への要請					○営業時間の短縮 ○酒類の提供停止（非認証店のみ）
高齢者施設等の面会	○感染対策を徹底の上、人数を最小限で	○同左	○対面での面会を制限（ガラス越しやオンラインでの面会を）	○同左	○同左
イベント	○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内 ・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提） ○飲食時における感染防止対策の徹底（「ひなた飲食店認証店」の認証基準に準じた対策の実施）				○同左（人数上限：5000人まで） ○同左

※各行動要請の内容や対象範囲等は、感染状況を踏まえて判断する。

※ワクチン・検査パッケージによる行動要請の緩和については、今後の国の方針を踏まえ検討する。

感染状況の区分ごとの行動要請（現行）

内容	感染未確認圏域（緑圏域） 感染確認圏域（黄圏域）	感染警戒区域（オレンジ区域）	感染急増圏域（赤圏域）	重点措置区域（まん延防止等重点措置）
外出・移動	—	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○同左	○同左 ○圏域（市町村）外への不要不急の外出・移動の自粛
会食	○会食時の「みやざきモデル」の推奨 ・大人数、長時間での会食は控えて ・ひなた飲食店認証店の利用 ○高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等従事者は会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と	○同左 ○同左 ○一卓4人以下、2時間以内（テーブル間の席の移動は控えて）	○同左 ○同左 ○同左	○同左 ○同左 ○同左
飲食店等への要請				○営業時間の短縮 ○酒類の提供停止
高齢者施設等の面会	○感染対策を徹底の上、人数を最小限で	○対面での面会を制限（ガラス越しやオンラインでの面会を）	○同左	○同左
イベント	○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内 ・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提）		○同左 ○会食に繋がる場面の制限	○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内 ・人数上限：5000人（計画策定時：2万人まで追加可） ○同左

県外との往来・来県等について

■ 県外との往来について

【現行】			【変更案】		
区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	行動要請	区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	行動要請
①感染注意地域	2.5人超	- 不要不急の 往来自粛 (ワクチン・検査パッケージ適用 者は対象外としていた が、感染拡大により 1/11より同運用を停止 中)	①感染流行地域	100人以上	-
②感染流行地域	5人超		②感染拡大地域	200人以上	-
③感染拡大地域	15人超		③まん延防止等 重点措置区域	国指定	不要不急の 往来自粛
④まん延防止等 重点措置区域	国指定		④緊急事態措置 区域		
⑤緊急事態措置 区域					

■ 県外からの来県について

区分	新規感染者 (直近1週間の人口10万人)	現行	変更案
①まん延防止等重点措置区域	国指定 (ワクチン・検査パッケージ適用 者は対象外としていたが、 感染拡大により1/11より 同運用を停止中)	不要不急の往来自粛	不要不急の往来自粛
②緊急事態措置区域			

※上記に関わらず、全国の感染状況等を踏まえて、県外との往来自粛等や県外からの来県自粛の要請を検討する。
 ※平時から、県民に対して県外から帰ってきた際の検査の実施を要請するとともに、来県者には、来県前のワクチン3回目接種の完了又は検査での陰性確認の要請を行う。
 ※ワクチン・検査パッケージによる行動要請の緩和については、今後の国の方針を踏まえ検討する。

■ その他




飲食店等に対する営業時間短縮の要請については、国の「まん延防止等重点措置区域」の適用によることを原則とするが、感染拡大防止の観点から必要があれば、県独自の実施を検討する。

1. 基本的な考え方

- 変異株の特徴やワクチン接種の進展、治療薬の実用化により、軽症・無症状の方の割合が多くなるなど、患者像が変化の中で、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な患者対応が可能となっている。
- このような状況を踏まえ、今後は医療提供体制のさらなる強化や保健所機能の維持を図るとともに、ワクチンの3回目接種を一層進捗させることにより、医療の逼迫が生じない水準で感染を受け止めつつ、日常生活と社会経済活動の維持を図る。
- 医療の逼迫状況に応じて、必要な行動要請を行うため、病床使用率等を目安に、県下全域に警報を発令する。
- 感染状況に応じて、県民へ注意喚起を行うため、新規感染者数を目安に、県内の二次医療圏域*ごとに感染状況の区分を指定するとともに、全国の感染状況も適宜公表する。
- 今後の感染状況や国の方針の変更等に応じて、本対応方針は適宜見直しを行う。

* ①延岡・西臼杵圏域、②日向・東臼杵圏域、③宮崎・東諸県圏域、④西都・児湯圏域、⑤日南・串間圏域、⑥都城・北諸県圏域、⑦小林・えびの・西諸県圏域

2. 警報等の区分

区分	発令の目安	行動要請例
 医療非常事態宣言 (国レベル3相当以上)	・病床使用率、重症病床使用率のいずれかが50%を超える又はそのおそれがある場合 (感染状況や関係指標を総合的に判断)	・不要不急の外出・移動の自粛など
 医療緊急警報 (国レベル2相当)	・病床使用率、重症病床使用率のいずれかが25%を超える又はそのおそれがある場合 (感染状況や関係指標を総合的に判断)	・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛など
 医療警報 (国レベル1相当)	・病床使用率、重症病床使用率のいずれかが15%を超える場合	・会食の制限（一卓4人以下、2時間以内）など

* 医療緊急警報又は医療非常事態宣言の発令を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする。

* 医療非常事態宣言の発令の目安に達した場合、国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討する。

3. 感染状況の区分

(1) 県内について

区分	指定の目安
緑 感染未確認圏域	・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が0人
黄 感染確認圏域	・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人未満
オレンジ 感染警戒圏域	・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人以上200人未満
赤 感染急増圏域	・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が200人以上

*原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する。

*各区分の引き下げは、一定期間上記の目安を下回る状況が見込まれる場合に行う。

(2) 県外について

次の地域表示により、全国の感染状況を適宜公表する。

- 感染流行地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人を超えた都道府県）
- 感染拡大地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が200人を超えた都道府県）
- まん延防止等重点措置区域（国指定）
- 緊急事態措置区域（国指定）

なお、③、④の地域については、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛の要請を行う。

また、全国の感染状況等を踏まえ、必要に応じて同様の要請を行う。

4. 持続的な警戒態勢

- 県民に、基本的な感染防止対策（「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）の徹底を要請するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- 県民に、『会食の「みやざきモデル」』を推奨するとともに、飲食店の第三者認証制度「ひなた飲食店認証制度」を推進する。
- 全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践・遵守を要請する。
- 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等に対して、基本的な感染防止対策の徹底に加え、感染者発生に備えた対応を要請する。なお、利用者又は職員に感染者が確認された場合、当該施設等への必要な検査を実施するとともに、事業継続体制等の支援を行う。

5. その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、当該対応方針を踏まえた対応への理解及び協力を求める。

6. 適用
令和3年11月25日付け宮崎県対応方針を改正し、令和4年4月〇日からこの対応方針を適用する。

1. 基本的な考え方

- ワクチン接種の進展や治療薬の開発等により、軽症者の割合が多くなるなど、患者像が変化の中で、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な患者対応が可能となる。
- このような状況の変化を踏まえ、今後は医療提供体制のさらなる強化を図りながら、ワクチン接種を一層進捗させ、医療の逼迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図る。
- 県内の感染状況を踏まえ、新規感染者数などを目安に、原則として二次医療圏域*ごとに感染区分を指定し、同圏域内の住民に対し、必要な行動要請を行う。
- 感染区分数や関係指標等を目安に、県下全域に警報を発令する。
- 県内外の感染状況について、適切に周知広報を行い、県民の行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

* ①延岡・西臼杵圏域、②日向・東臼杵圏域、③宮崎・東諸県圏域、④西都・児湯圏域、⑤日南・串間圏域、⑥都城・北諸県圏域、⑦小林・えびの・西諸県圏域

2. 圏域ごとの感染状況の区分と行動要請例






圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	県民への要請（飲食）	イベント主催者への要請
緑 感染未確認圏域	・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄 感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
オレンジ 感染警戒区域 (※1)	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用
赤 感染急増圏域 (※2)	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、外出自粛を要請）	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用

*1 原則、黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する

*2 原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する

3. 警報

(1) 県内について

表示	発令目安	対応例
	緊急事態宣言 (国レベル3相当)	・国レベル3相当（感染状況や関係指標を総合的に判断） ・県全域において、赤圏域の対応（国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討） ・その他の必要な対応
	感染拡大緊急警報 (国レベル2相当)	・国レベル2相当（感染状況や関係指標を総合的に判断） ・圏域ごとに緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・県全域において、その他の必要な対応
	特別警報	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上 ・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定）
	警報	・黄圏域が1つから3つまで ・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
	持続的な警戒	・全ての圏域が緑 ・県全域において緑圏域の対応

*感染拡大緊急警報又は緊急事態宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする。（意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は国レベル2相当以前）。

(2) 県外について

次の地域表示により、全国の感染状況を適宜公表する。

- 感染注意地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が2、5人を超えた都道府県）
- 感染流行地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が5人を超えた都道府県）
- 感染拡大地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人を超えた都道府県）
- まん延防止等重点措置区域（国指定）
- 緊急事態措置区域（国指定）

なお、③～⑥の地域については、必要に応じて、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛を要請する。

4. 持続的な警戒態勢

- 県民に、基本的な感染対策（3密回避、マスクの着用、手洗い、手指消毒等）の徹底を要請するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- 県民に、『会食の「みやざきモデル」』を推奨する。
- 全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践・遵守を要請する。
- 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等において、利用者又は職員に感染者が確認された場合、当該施設等への必要な検査を実施するとともに、事業継続体制等の支援を行う（詳細は県と協議）。

5. その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、当該対応方針を踏まえた対応への理解及び協力を求める。

6. 適用
令和2年12月2日付け宮崎県対応方針を改正し、令和3年3月5日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

医療緊急警報

を発令!

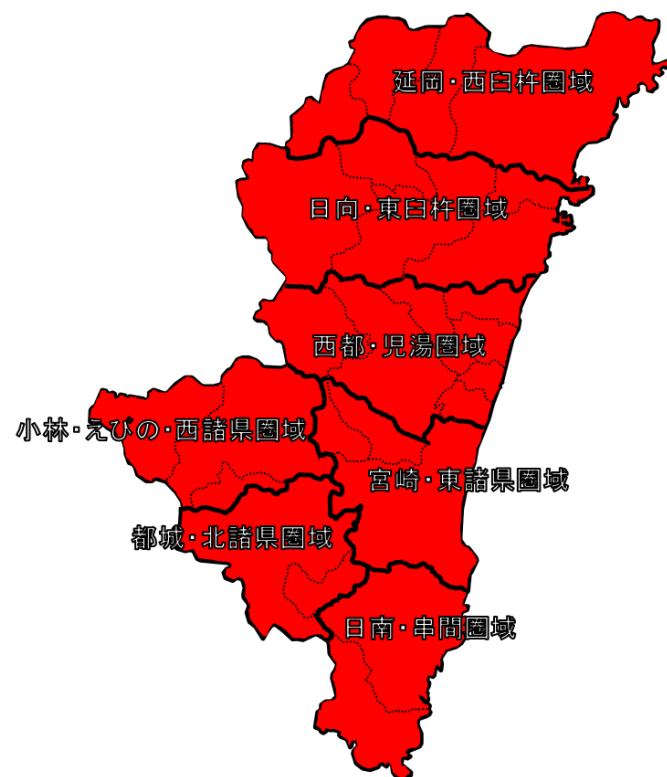
■ 発令期間

4月25日(月)～5月15日(日)を目途

※終期は、医療のひっ迫状況等を見極めて判断

■ 県内全域への「感染急増圏域(赤圏域)」指定を継続

※今後は各圏域の感染状況に応じて変更



区分	目安
緑	感染未確認圏域 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が0人
黄	感染確認圏域 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人未満
オレンジ	感染警戒圏域 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人以上200人未満
赤	感染急増圏域 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が200人以上

今後の行動要請について（概要）

対象地域	県内全域	
要請期間	～4月24日（日）	4月25日（月）～
外出・移動	<ul style="list-style-type: none"> ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ○高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等従事者は会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と 	<ul style="list-style-type: none"> ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ○高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等従事者は会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と
会食	<ul style="list-style-type: none"> ○一卓4人以下、2時間以内（席の移動は控えて） 	<ul style="list-style-type: none"> ○一卓4人以下、2時間以内（席の移動は控えて）
イベント開催における制限	<ul style="list-style-type: none"> ○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 <ul style="list-style-type: none"> ・収容率：大声あり50%以内 大声なし100%以内 ・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提） ○会食につながる場面の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度 <ul style="list-style-type: none"> ・収容率：大声あり50%以内 大声なし100%以内 ・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提） ○<u>飲食時における感染防止対策の徹底（「ひなた飲食店認証店」の認証基準に準じた対策の実施）</u>
高齢者施設等の面会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限（ガラス越しやオンラインでの面会を） 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限（ガラス越しやオンラインでの面会を）

県民の皆様へのお願い①

1 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛



特に高齢者や基礎疾患のある方及びこれらの方と日常的に接する方は、注意をお願いします

2 会食は一卓4人以下、2時間以内（テーブル間の移動は控えて）



「ひなた飲食店認証店」を利用し、「みやざきモデル」の徹底をお願いします。また、自宅等での会食においても同様に、感染防止対策を徹底してください。高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします。

3 高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限



緊急やむを得ない場合を除き、高齢者施設等での対面での面会は制限してください（ガラス越しやオンラインでの面会をお願いします）

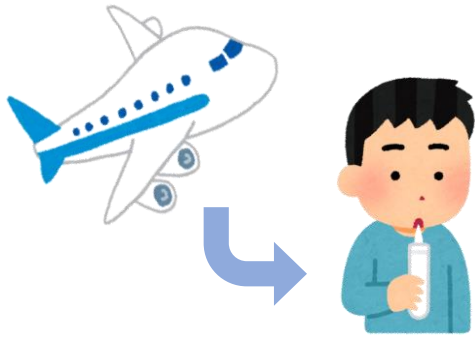
4 ワクチン接種済みの方も含め基本的な感染防止対策の徹底



家族などいつも一緒にいる身近な人以外と会う際は、必ず不織布マスクの着用をお願いします。（特に会話をする時はマスクを外さないで！）
また、ささいな症状でもすぐに身近な医療機関を受診してください。

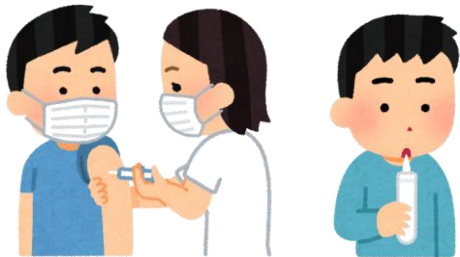
県民の皆様へのお願い②

5 県外から帰ってきた際は、早期の検査実施を！



- ・ 県外から帰ってきた際は、検査の実施をお願いします。また、当面の間、健康観察に努めていただき、ささいな症状でもすぐに身近な医療機関を受診してください。
- ・ 訪問先では、大人数での会食等の感染リスクの高い行動は控えてください。

6 来県の際は、ワクチン3回目接種の完了又は検査での陰性確認を！（事前に家族や友人にお知らせを！）



- ・ 来県前にはワクチンの3回目接種を完了するか、PCR等検査で陰性を事前に確認してください。
- ・ また、感染リスクの高い行動は控え、体調に異変がある場合は来県の中止・延期をお願いします。

1 事業所での感染防止対策の徹底

- 業種別ガイドラインの遵守
- テレワークの活用や時差出勤の促進
- 休憩室、喫煙所、食堂や寮等における感染対策の徹底
- 大人数・大声が想定される懇親会等の自粛・延期



2 イベント開催における制限

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度に開催をお願いします
 - ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
 - ・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
- ※参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提）
- 飲食時には、「ひなた飲食店認証店」の認証基準に準じた感染防止対策を実施してください

今後の対応について

基本的な考え方

現在の感染状況を踏まえ、引き続き、医療提供体制等のさらなる強化や保健所機能の維持を図るとともに、ワクチンの3回目接種を一層進捗させることにより、医療のひっ迫が生じない水準で感染を受け止めつつ、日常生活と社会経済活動を維持していく。

①医療提供体制等の強化

②ワクチン3回目接種のさらなる加速化

③保健所機能の維持

医療提供体制等の強化

■入院受入病床の確保

297床（非常時：356床） → 306床（非常時：365床）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
3.24～	94	56	63	23	15	29	17	297
4.21～	94	56	71	23	15	30	17	306

■高齢者施設等における医療支援体制の確保・強化

○抗原検査キットの追加配布

- ・入所系（特別養護老人ホーム等）に加え、通所系（デイサービス等）、訪問系（訪問介護等）事業所へも配布対象を拡大（配布事業者数：676施設→1,441施設）

○施設への往診等の強化

- ・嘱託医や協力医療機関の対応強化（対応マニュアルの作成、YouTubeを活用した事例紹介）
- ・医師等による往診体制の強化
- ・ICN等の派遣による迅速なゾーニングの実施

■自宅療養者フォローアップセンターの設置

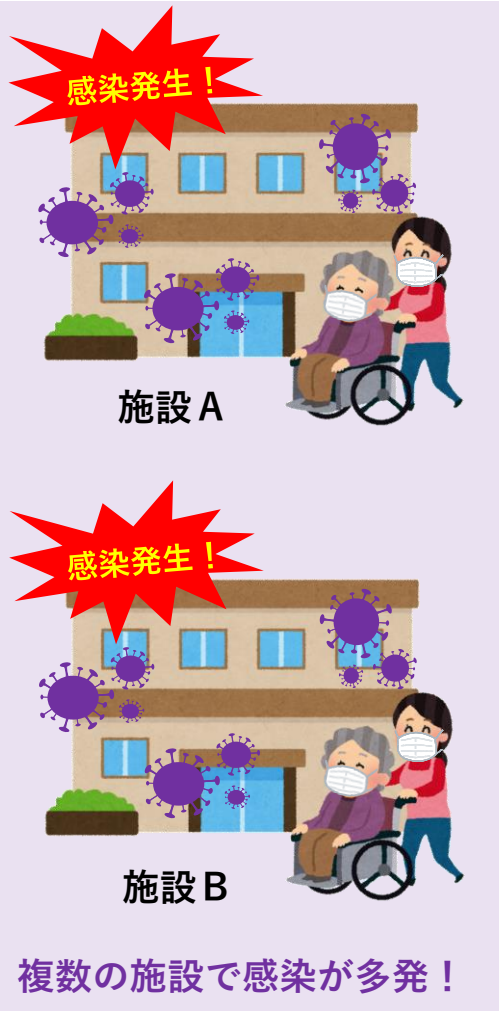
○自宅療養者全員への毎日の健康観察の実施

→保健所や訪問看護ステーションは重症化リスクの高い高齢者等への対応に注力

■治療薬処方体制の拡充

○経口治療薬の処方実績に係る研修会（YouTube配信など）の実施

高齢者施設等への往診等の強化の取組



診療
薬の処方等

診療が困難な
場合

協力医療機関（嘱託医等）

協力医療機関に代わり診療等を実施



- ・対応マニュアル、取組事例の紹介（YouTube配信）
- ・補助スキームの検討



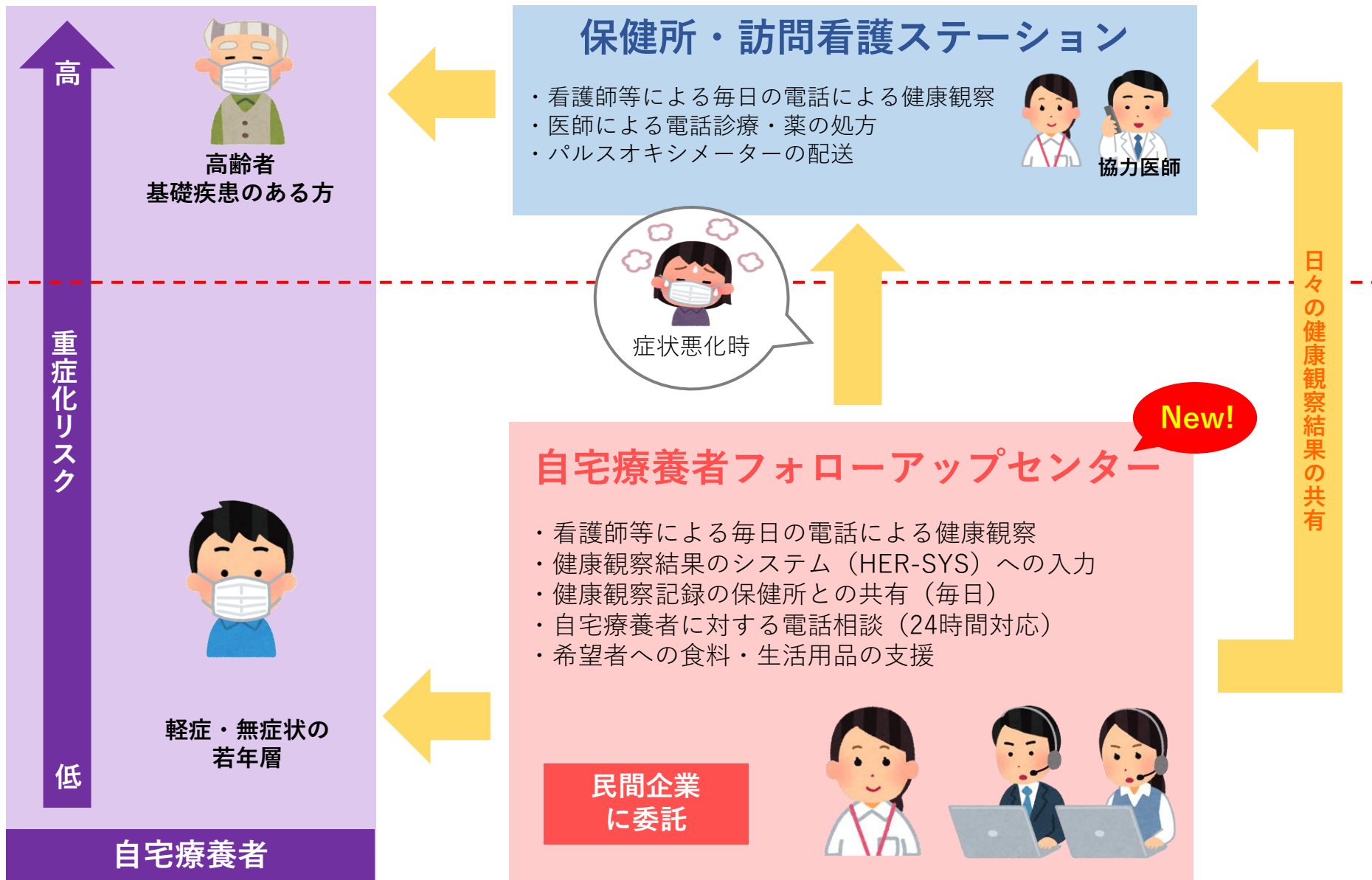
- ・派遣要請
- ・補助スキームの検討

県・保健所

施設内療養者に診療、処方等を行う医療機関を支援するとともに、協力医療機関によるフォローが行き届かない施設に対し医師等を派遣！

感染が確認された施設等に必要な医療を届ける体制を確保

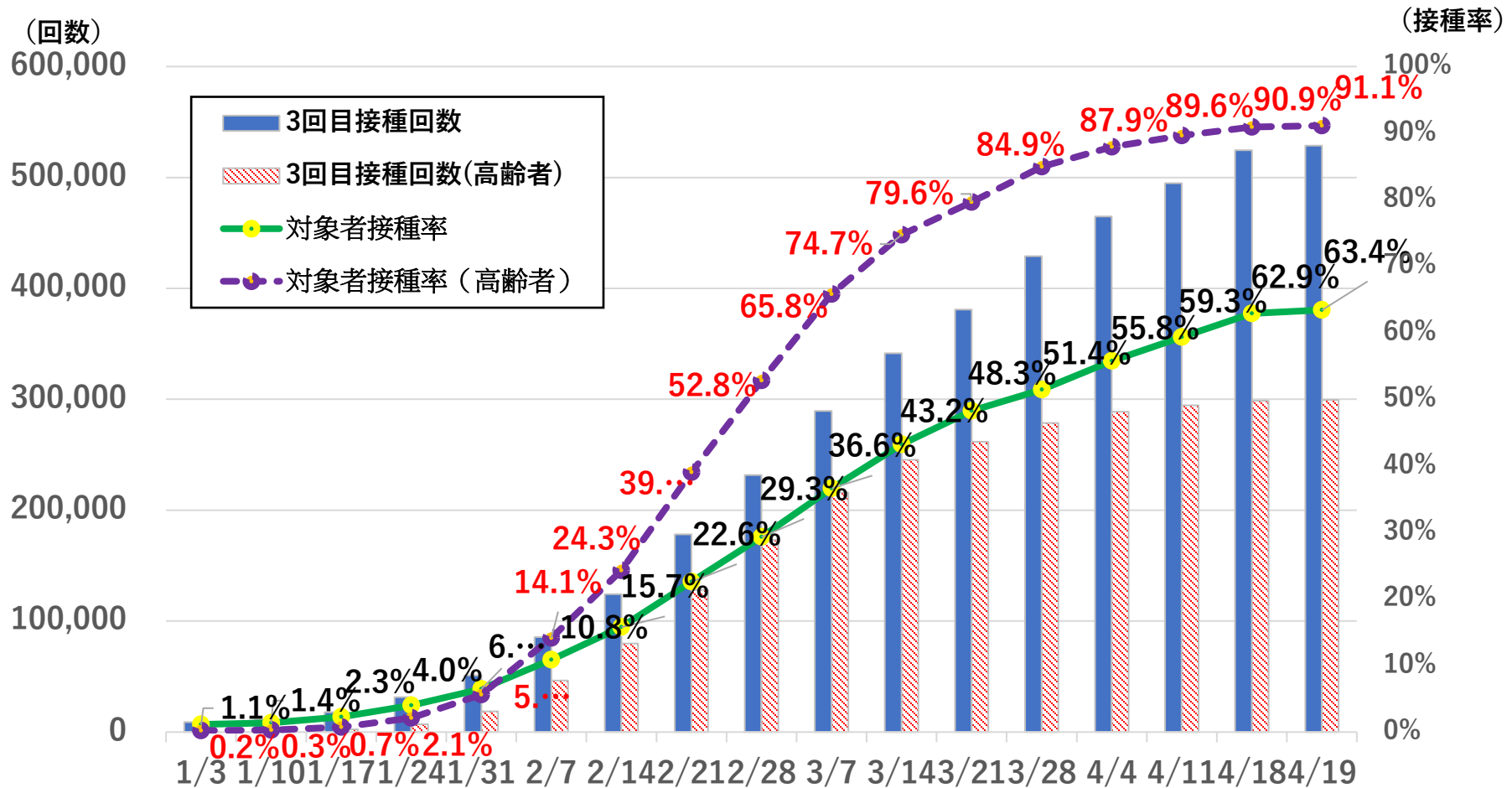
自宅療養者の健康観察体制の維持・強化に向けた取組



※現在、6保健所において健康観察を開始
（その他の保健所については、必要に応じ順次運用）

ワクチン3回目接種のさらなる加速化

1 3回目接種の状況（令和4年4月19日）

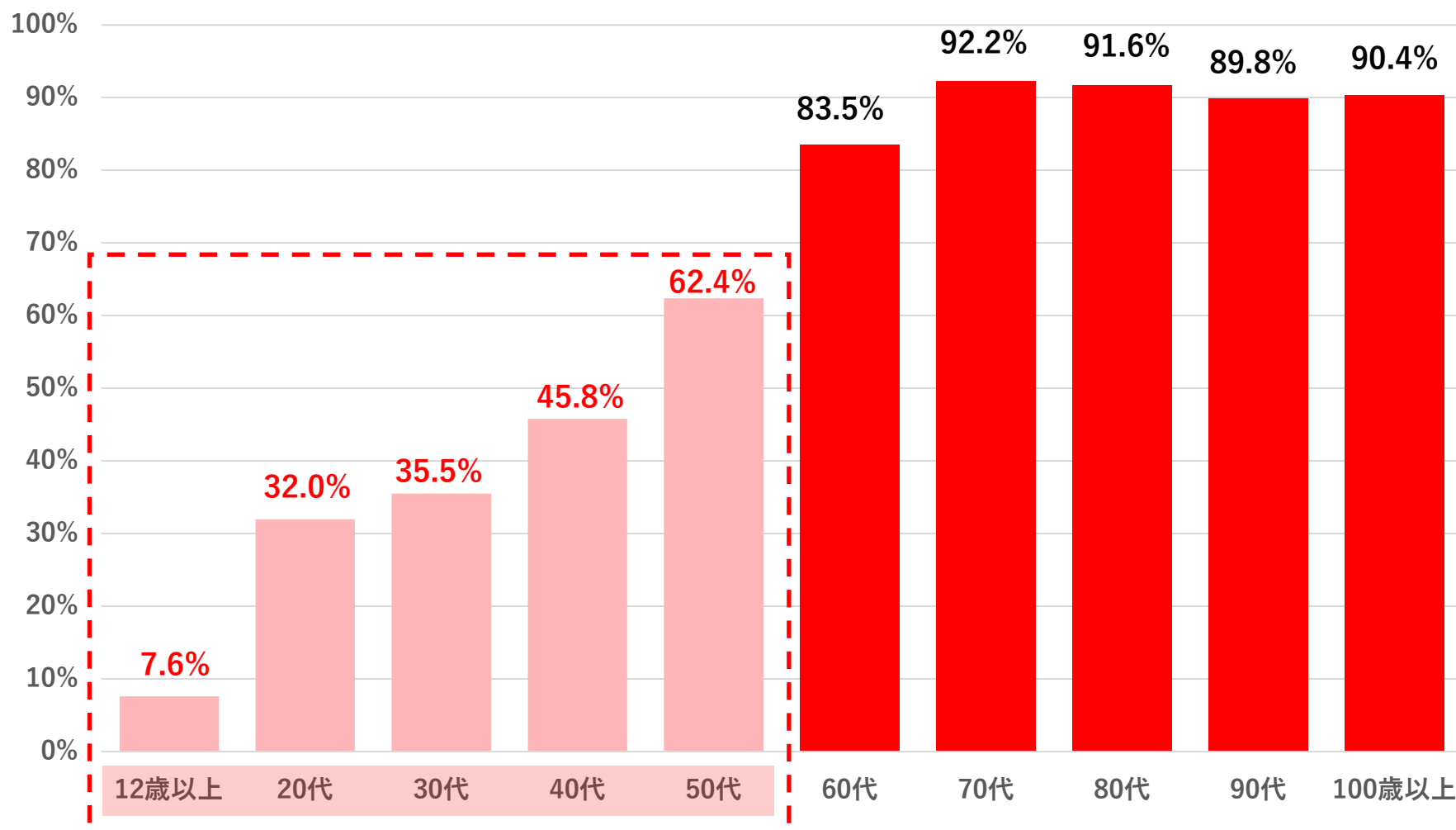


2 小児（5 - 11歳）接種の状況

対象者数	69,854人	1回目接種率	12.6%
		2回目接種率	6.8%

年代別のワクチン3回目接種率の状況①（令和4年4月19日現在）

ワクチン2回目接種済みの方で3回目の接種が完了した方の割合



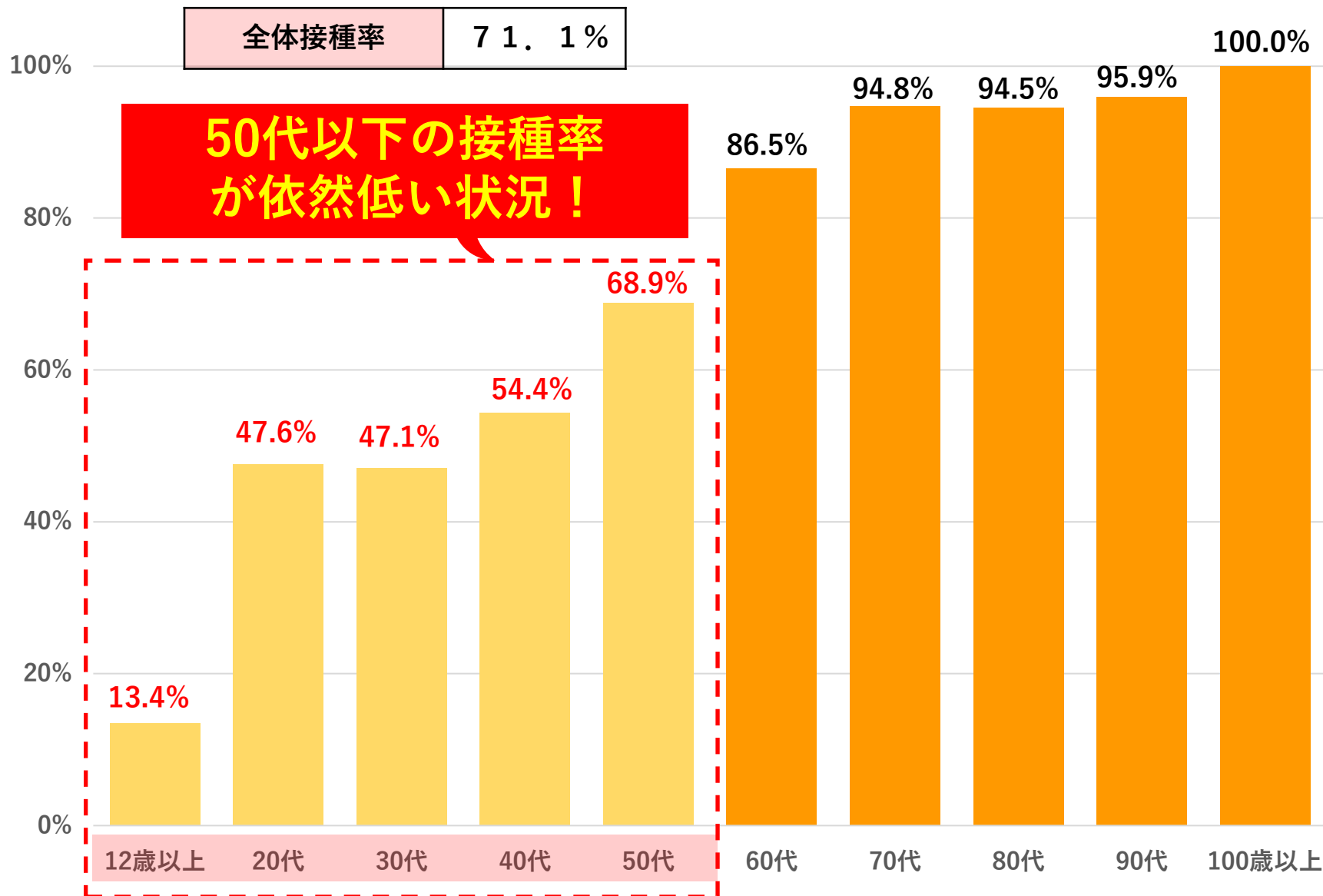
年代別のワクチン3回目接種率の状況②（令和4年4月19日現在）

ワクチン2回目接種から6か月経過した方で3回目の接種が完了した方の割合

全体接種率

71.1%

50代以下の接種率が依然低い状況！



県ワクチン追加接種センターでの夜間接種の実施について

50代以下の接種が伸び悩んでいるため、以下の理由により日程追加し夜間接種を実施

- ・ 仕事帰りに立ち寄ることができる機会の提供
- ・ 副反応の症状が懸念される場合の休息を考慮

※期間延長等について調整中

1 実施日時

- ・ 日程：4月15日(金)・22日(金)、5月2日(月)
- ・ 時間：午後6時から午後9時まで（受付は午後8時まで）

2 会場

県庁職員健康プラザ（宮崎市）

3 接種対象者

- ・ 宮崎県在住で追加接種（3回目接種）用の接種券をお持ちの満18歳以上の方
※2回目接種完了から所定の接種間隔の経過が必要
- ・ 延べ600名程度（200名／日程度）

4 ワクチンの種類

武田／モデルナ社製ワクチン

5 予約方法

県ホームページ内専用予約サイト及び予約専用電話にて受付
予約専用電話番号 （0985）51-0567

保健所機能の維持（保健所機能のさらなる重点化①）

国の通知等を踏まえ、保健所機能を維持して、ハイリスク施設・ハイリスク者に重点的に対応

第6波
感染者の増加

保健所機能の重点化（3月）

積極的疫学調査の対象は

- （1）陽性者の同居家族
- （2）重症化リスクがある者が多数いると考えられる施設（高齢者・障がい者施設等）
- （3）その他保健所長が必要と認める者・施設等

第7波到来
過去最多の感染者数

保健所機能のさらなる重点化（今後）

- （1）陽性者の同居家族については、
- ① 65歳以上の方
 - ② 妊娠している方
 - ③ その他必要と認める方
- に重点化して検査を実施する。

オミクロン株の特徴

- ・ 感染・伝染性が高い
- ・ 潜伏期間、発症間隔が短い
- ・ 一般的に重症化しにくいが高齢者は若年者に比べ重症化する可能性が高い

保健所機能の維持（保健所機能のさらなる重点化②）

	積極的疫学調査	濃厚接触者の特定	自宅待機等の要請	行政検査
ハイリスク施設 （医療機関、高齢者施設、障がい者（児）施設等）	実施する	実施する	要請する ※1	実施する
同一世帯内	実施する	実施する	要請する ※2	<u>ハイリスク者等に重点化して実施する</u> ※3
保育所・幼稚園、学校等	実施しない ※5	各事業所において実施	各事業所において実施 ※1	実施しない ※5
一般事業所	実施しない ※5	実施しない ※5	求めない ※4	実施しない ※5

（注）上記以外にも、保健所長が必要と認めた者・施設には調査等を実施する。

※1 濃厚接触者である医療従事者、介護従事者、障がい者（児）支援施設等の従事者、保育所等の職員については、毎日の業務前の検査等により陰性を確認されていること等の一定の要件を満たす場合は、濃厚接触者としての待機期間中であっても業務に従事することが可能。

※2 同居者に対して自宅待機と健康観察を要請する。自宅待機は患者の発症日または住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日から7日間（8日目解除）とするが、4日目及び5日目の抗原定性検査等で陰性が確認された場合は5日目から解除とする。なお、7日間が経過するまでは、自ら健康観察を行う。

※3 65歳以上の方、妊娠している方、その他必要と認める方に重点化して実施する。

※4 出勤を含む外出制限は原則不要だが、濃厚接触者に該当する可能性がある場合は、自主的に一定期間の外出自粛や検査を行う。

※5 症状が出た場合は医療機関の受診を要請する。

保健所機能の維持（保健所業務の支援体制）

■人員の派遣状況（4/20時点）

	中央	日南	都城	小林	高鍋	日向	延岡	高千穂	合計
保健師	－	2	2	－	2	2	1	－	9
その他	3	6	23	2	9	13	12	2	70
合計	3	8	25	2	11	15	13	2	79

○市町村保健師の応援（延べ人数：1/19～4/20）

都城市（105名）、延岡市（66名）、日南市（30名）、小林市（15名）、日向市（63名）
串間市（11名）、西都市（10名）、三股町（40名）、高鍋町（19名）、新富町（7名）
木城町（10名）、川南町（16名）、都農町（10名）、門川町（6名）

※4/21より国富町、綾町も応援

■支援業務の主な内容

- ・ 積極的疫学調査（患者への聞き取り、調査票の作成など）
- ・ 検体採取
- ・ 感染者等情報把握・管理支援システムへの入力
- ・ 自宅療養者への健康観察
- ・ その他（電話対応、患者搬送など）

新型コロナウイルス感染症患者入院受入病床

現在のフェーズ

2

	3.24～			4.21～		
	フェーズ1	フェーズ2	非常時まで 含めた合計	フェーズ1	フェーズ2	非常時まで 含めた合計
宮崎東諸県	57	94	134	57	94	134
日南串間	17	17	17	17	17	17
都城北諸県	45	56	66	45	56	66
西 諸	23	23	27	23	23	27
西都児湯	11	15	17	11	15	17
日向入郷	29	29	29	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>30</u>
延岡西臼杵	53	63	66	<u>55</u>	<u>71</u>	<u>74</u>
合計	235	297	356	<u>238</u>	<u>306</u>	<u>365</u>

※各圏域の病床数を超える患者が発生した場合は他の圏域で受け入れる。